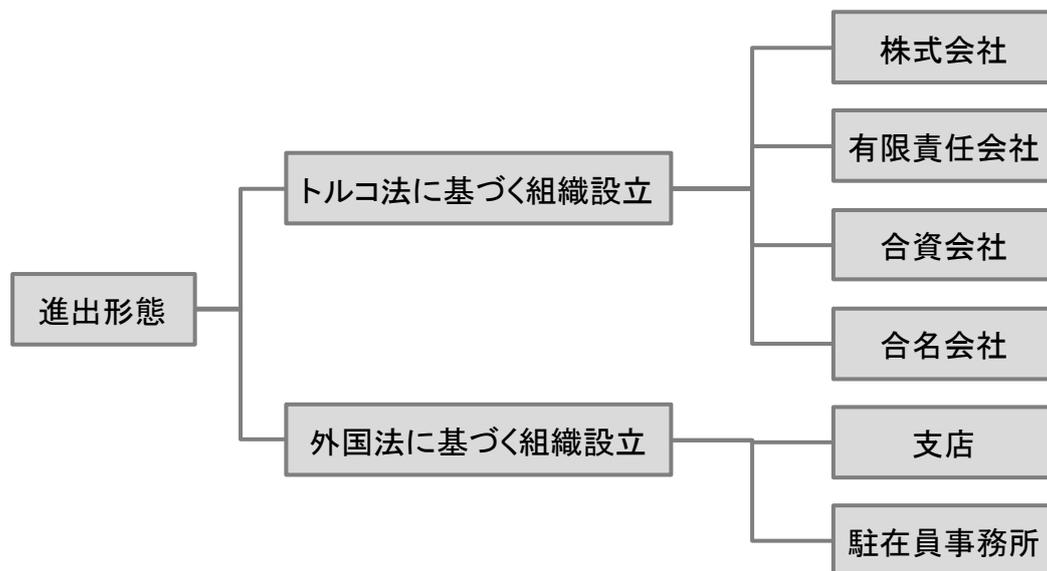


## 第8章 投資形態

トルコでは、トルコ法に基づく組織設立と外国法に基づく組織設立が認められている。

図表 32 トルコにおける進出法人形態



(出所) トルコ投資促進機関 (ISPAT) ウェブサイトより作成

### 1. トルコ法に基づいて設立された組織

#### (1) 株式会社

一名以上の株主（実在の人物又は法人）及び資本金 50,000 トルコリラ以上<sup>12</sup>が求められる。株主の国籍等は問われず、100%外国人株主であってもよい。株主の株式会社に対する責任は、出資額が限度である。また、株主総会（年 1 回、決算後 3 ヶ月以内に開催）及び取締役会の設置も求められる。

#### (2) 有限責任会社

一名以上の出資者（実在の人物又は法人）及び資本金 10,000 トルコリラ以上<sup>13</sup>が求められる。取締役の定員・任期に規定はなく、取締役会の開催頻度についても規定はない。出資者の責任は出資額が限度である。

<sup>12</sup> 全額を定款で誓約する場合最低 5 万リラ、登録資本システムを導入している場合は、最低 10 万リラ（鳥越法律事務所）。

<sup>13</sup> ただし、外国人の労働許可申請時には、申請条件として、払込資本金額が最低 10 万リラ、又は税前販売額が最低 80 万リラ以上、又は前年度の輸出額が最低 25 万ドル以上でなければならない。この条件は会社の形態に関係なく課される。（現地事業者へのヒアリング）

### (3) 合資会社

合資会社は、商号を使用して営利事業を行うために設立された会社である。出資者の責任は出資額が限度とされるが、一部出資者には責任制限がない。最低資本金は規定されていない。また、出資者の権利と義務は定款に明示する義務がある。

### (4) 合名会社

合名会社は、商号を使用して営利事業を行うために設立された会社である。出資者は出資金額によらず無限の責任を負う。最低資本金は規定されていない。出資者は実在する個人に限定され、出資者の権利と義務は明示する義務がある。

## 2. 外国法に基づいて設立された組織

### (1) 支店

外国法人の支店は、設立にあたり税関・商業省の許認可が求められる。また、事業規模等に応じた出資金が求められ、外国本店へ余剰資金を送金する場合には、15%の源泉所得税が課されます。

### (2) 駐在員事務所

駐在員事務所の設置に際しては、税関・商業省の許認可が求められる。許認可の期間は、原則 5～10 年であるが許認可の際にその都度決定される。また、外国企業の駐在員は原則 1 名に限定される。営利事業が認められていないため、銀行口座の開設も 1 口座に限定され、資金調達手法も本社からの出資金で賄う必要がある。

## ひとくちメモ 7 トルコへの進出は、独資がよいか、現地パートナーが必要か？

トルコに進出するにあたって、自社単独で出るのが良いか、現地パートナーとの合弁（Joint Venture, JV）、あるいは現地企業の買収（Merger and Acquisition, M&A）が良いか、検討する必要がある。

例えば納入先企業から、現地で部品、原材料を生産・供給してほしいと依頼されて進出するようなケース、すなわち安定的な販売ルートが確保された状態で現地に進出するのであれば、特に現地のパートナーは必要ないであろう。

一方で、現地で販売ルートを開拓し、債権も確実に回収していくような、より現地の市場、社会に根差した事業展開を行う場合は、現地企業とのパートナーリングが効果的であろう。特に一般消費市場向けの製品であると、まだチェーンストア系の近代的な流通だけでなく、パパママショップ的な販売店を通じた商売も少なくない。そのような販路を開拓するに当たっては、現地パートナーのノウハウや顧客基盤が不可欠である。

トルコ政府は、M&A も含めたあらゆるタイプの投資に対して積極的に誘致する姿勢を見せている。最近では日本企業も M&A を行う企業が増えてきている。

ただし、政府と関係の強い企業との付き合い方には注意を要する。政権と関係の深いところは事業がしやすくても、政権が変わることで国内事業の受注が難しくなるようなことも起きている。また、パートナーといっても、十分な販売基盤を持つ企業でなければ、提携の効果に限られる。パートナーの見極めは、慎重に行う必要があることはいうまでもない。